

ICT デバイスのガイドラインについて

学内ネットワーク利用について

福島大学のネットワークを利用するためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- 1) 「福島大学ネットワーク利用ガイダンス」を受講すること(入学後に一斉実施)
- 2) ユーザ ID 及びパスワードが必要(入学式の日に交付)
- 3) ルールを守って利用すること

学内ネットワーク利用のためのルール

- 1) ネットワーク利用者はその義務として、コンピュータ及びネットワークのセキュリティに十分な理解と関心を示し、その維持に努めなくてはなりません。
- 2) 学内ネットワーク利用の目的は、教育・研究またはその支援のための利用に限定されています。営利を目的とした利用を行ってはけません。
- 3) 以下に示すセキュリティ上の注意(禁止)事項を遵守しなくてはなりません。

・ ユーザ ID 貸借の禁止

自分のユーザ ID を他人に使用させてはいけません。また、他人のユーザ ID を使用してはいけません。

- ・ 安易なパスワード設定・管理の禁止

見破られやすい安易なパスワードを設定すると、利用者本人だけでなく、学内ネットワーク全体のセキュリティ低下につながり、大変危険です。生年月日や住所・番地、電話番号、有名人の名前等、容易に推測できるようなパスワードを設定することは避けてください。また、パスワードの管理は厳重に行い、定期的に変更してください。

4) 利用健全化のための以下の禁止事項を遵守してください。

- ・ 破壊行為等の禁止

有害なプログラム（ウィルス等）を導入してはいけません。

- ・ 不正アクセス行為の禁止

ネットワークを利用して、学内外のコンピュータに権限外のアクセスを行ってはいけません。（ユーザ ID の貸し借りもこの対象となります。）

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成12年2月13日施行)に基づき、違反者は逮捕・処罰されます。

- ・ 他者の人権、その他権利侵害の禁止

他者の人権や著作権を侵害する行為や無断で他人の個人情報や個人情報を公開すること、事実と異なる情報やデマを発信することは禁止されています。

- ・ 営利を目的とした利用の禁止

営利を目的とした売買契約等、特定商品・企業・営利団体の宣伝・妨害、アルバイトのための利用は禁止されています。

・その他

公序良俗に反するとみなされる情報を公開、またはそれらに関するホームページへリンクを貼ること、チェーンメール等を他の人に送ること、大量のメールを無差別にばらまくこと、匿名もしくは他人の名前をかたって情報を発信することは禁止されています。SNS（ソーシャルネットワークサービス）(Facebook、LINE、Twitter等)の利用には十分注意してください。また、ソフトウェア等の不正コピーについても行ってはいけません。

パスワードに関する注意

原則として、「8文字以上」で「直接入力(英数半角)」の「アルファベット」と「数字」を組み合わせでパスワードを設定してください。

人名や辞書に載っている単語などは「クラッカー」と呼ばれる不正侵入者の手にかかると、簡単に解読されてしまい、利用者のみならず学内ネットワーク全体が脅威にさらされることにもなりかねません。辞書に載っておらず、自分は覚えやすくかつ他人は想像しにくいものがベストです。数字を入れたり、大文字小文字を混在させたりするようにしてください。

パスワードは厳重に管理し、定期的に変更しましょう。

学内で利用できるパソコンについて

学内には、以下の場所に共用パソコンがあり、交付された ID・パスワードで利用することが可能です。IPC 内の演習室は、授業で使われていない時期は、自習やインターネット利用のために自由に使うことができます。

センター棟

演習室〔IPC1〕(PC:Windows10/VM(Linux),98 台)

小演習室〔IPC2〕(PC:Windows10/VM(Linux),23 台)

中演習室〔IPC3〕(PC:MacOS X)/VM(Linux),57 台)

大演習室〔IPC4〕(PC:Windows10/VM(Linux),102 台)

中演習室〔IPC5〕(PC:Windows10/VM(Linux),46 台)

リフレッシュルーム (PC:Windows10/VM(Linux),8 台)

図書館(自習・情報検索用)

2 階 31 台, 3 階 31 台, (PC:Windows10/VM(Linux),合計 62 台)

これらの他、履修登録時期は、教務課に登録用の PC を準備しますので、ご利用ください。

キャンパス無線 LAN の利用について

- ・大学内のいろいろな場所で、無線 LAN を利用したネットワーク接続が行えますが、「有線 LAN・無線 LAN 接続許可申請書」による

申請が必要です。

- ・利用できるのは、パソコン1台のみで、スマートフォンやタブレットは利用できません。(ただし、キーボードを備えた2 in 1のタブレット PC は利用可能です) 在学中にパソコンを買い換えた場合は、再度申請を行ってください。
- ・マイクロソフトによる延長サポートが終了しているため、Windows7 以前の OS が搭載されているパソコンでの利用を認めませんので、注意してください。
- ・利用するパソコンには、更新期限の有効なウィルス対策ソフトをインストールしている必要があります。また、対策ソフトは常に定義ファイルを最新のものにしてください。
- ・ウィルス対策ソフトは指定しませんが、以下のものを推奨します。

(有料製品)

- ・ESET セキュリティソフト
- ・ノートンセキュリティ
- ・ウィルスバスタークラウド
- ・カスペルスキーセキュリティ
- ・マカフィーリブセーフ 等

なお、無料製品に関しては、以下のもののみ認めています。

- ・アバスト!無料アンチウィルス
- ・Avira Free Antivirus

- ・AVG アンチウイルス無料版
- ・KINGSOFT Internet Security 20

フレッツウィルスクリア、Windows Defender、Microsoft Security Essentials は本学では有効なウィルス対策ソフトとして認めていません。

- ・様々な制約から本学の無線 LAN 環境は、負荷に対して強いとは言えず、アクセスが集中してしまうとつながりにくくなってしまいます。履修登録など一時に集中する接続は、途中まで入力した内容が切断されて消えてしまう可能性もあるため、極力自宅で行う、教務課や IPC などの共用 PC を利用してください。

学内無線 LAN 申請手続きについて

1) 総合情報処理センター事務室で「有線 LAN・無線 LAN 接続許可申請書」を受け取る。

2) 申請書に以下の必要事項を記入する。

- ・ユーザ ID：ネットワーク利用ガイダンスで交付されたものを記入
- ・主な利用場所：利用したいと考えている場所に 印をつける
- ・製造会社・型式：本体裏面に記載されているメーカー名と型番などを記入

- ・使用 OS : Windows (バージョン名)、Mac OS、その他の該当するものに 印をつける
 - ・ウィルス対策ソフト : ソフト名と有効期限 (無料のもの以外は「無期限」にはなりません)
 - ・MAC アドレス ; 申請書裏面を参照し、利用したいネットワーク (有線・無線) の MAC アドレス (物理アドレス) を記入
- 3) 記入した申請書を総合情報処理センター事務室へ提出する (学生証を持参すること)
- 4) SSID とパスワードの交付を受ける